

文書名	不適合業務取扱い規程
管理番号	C 1 0 - 0 4
承認日	2014年1月6日

## 不適合業務取扱い規程

### (目的)

第1条 本規程の目的は公益社団法人全国愛農会（以下「本会」という）の認定に関する業務における不適合業務の是正措置および予防処置の手順を明らかにすることである。

### (責任)

第2条 会長は不適合業務の是正措置および予防処置についての責任を負う。

- 2 会長は本会の認定に関する業務に不適合業務を発見したときはその原因を究明し、不適合な状態を是正し、再発防止のための措置を講じなければならない。
- 3 会長は本会の認定に関する業務に不適合業務が発生しないように認定に関する業務の内容を把握し、必要な指示および助言を与え、研修等を実施することによりその予防に努める。

### (不適合業務の是正措置)

- 第3条 認証業務主任は会長からの委任を受けて当該機関において不適合業務が行われていないかを監督する。不適合業務が行われていることを発見もしくは外部からの情報によって判明した場合は、その主要点について不適合業務報告書を作成し会長に報告する。
- 2 会長は報告された不適合業務について調査し、不適合を特定しその原因を究明、水平展開を行うとともに不適合の是正措置を命じる。
  - 3 是正措置を命じられた部門は速やかに是正措置を講じるとともに不適合業務是正報告書を作成し会長に報告する。
  - 4 会長は不適合業務が再発しないことを確実にするための改善措置の必要性を検討する。
  - 5 会長は必要とされた改善措置を速やかに実施させ、不適合業務改善報告書を作成させる。
  - 6 会長は提出された不適合業務是正報告書および不適合業務改善報告書に基づいて不適合業務が是正されたか否かを確認し、評価する。
  - 7 不適合業務の是正措置および改善措置の有効性について見直し会議時に検証する。

### (不適合業務の予防処置)

- 第4条 会長は潜在的な不適合について調査し、潜在的な不適合が発見されたときはその原因を特定する。
- 2 会長は発見された潜在的な不適合について不適合の発生を予防する処置の必要性を検討する。
  - 3 会長は必要とされた予防処置を速やかに実施させ、予防処置報告書を作成させる。
  - 4 実施した予防処置の有効性について見直し会議時に検証する。

### (記録の保存と管理)

第5条 会長は不適合業務の是正措置および予防処置についての経緯及び対処の結果を記録し、別に定める文書管理規程に基づいて管理する。

(その他)

第6条 この規程に定めるもののほか不適合業務の取扱いに関して必要な事項は会長が別に定める。

(附則)

1. この規程は2010年3月1日から適用する。
2. 2012年6月30日改定
3. 2012年12月15日改定
4. 2014年1月6日改定

版数	制定・改定	承認日	特記事項
1	制定	2010年1月23日	2009年登録更新時新規制定
2	改定	2012年6月30日	2012年6月29日見直し会議→6月30日理事会にて承認
3	改定	2012年12月15日	FAMIC審査により見直し→12月15日理事会にて承認
4	改定	2014年1月6日	公益社団法人設立登記